

Be.Okinawa\_Free\_Wi-Fi サービス事業を実施する  
電気通信等関係事業者の指定に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、沖縄県が推奨する無料 Wi-Fi サービス事業「Be.Okinawa\_Free\_Wi-Fi サービス事業」(以下「事業」という。)を実施する電気通信等関係事業者の指定に必要な事項を定めるものとする。

(適格要件)

第2条 事業を実施する電気通信等関係事業者として沖縄県の指定を受けようとする者は、次の各号のいずれの要件にも該当する者でなければならない。

- (1) 県が別途定める事業実施基準仕様を満たすこと。
- (2) 県が設置する沖縄 FreeWi-Fi 統合環境整備に向けた協議会に参加し、将来的な沖縄県内の FreeWi-Fi の統合環境の整備に向けて協力すること。

(申請)

第3条 県の指定を受けようとする電気通信等関係事業者は、電気通信等関係事業者指定申請書(別記様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添付して県に提出するものとする。

- (1) 事業の説明資料
- (2) 誓約書(別記様式第2号)
- (3) その他、申請内容の審査のため県が必要と認めるもの

(指定)

第4条 県は、第3条の申請書を審査し、適切であると認められる電気通信等関係事業者に電気通信等関係事業者指定書(別記様式第3号)を交付することにより指定をするものとする。

- 2 前項の指定を受けた電気通信等関係事業者(以下「指定事業者」という。)は、事業を実施することができる。

(APの設置)

第5条 指定事業者は、事業に基づく Wi-Fi サービスの提供エリアの拡大等に努めるものとする。

- 2 指定事業者は、Wi-Fi サービスを提供するアクセスポイント(以下「AP」という。)の情報に関する公表について、APの設置場所の提供を行うエリアオーナーに必要な応じて確認を受けるものとする。

(AP 設置状況届)

第 6 条 指定事業者は、Wi-Fi サービスを提供する AP を設置または撤去したときは、遅滞なく、AP の設置状況届出書（別記様式第 4 号）を県に提出するものとする。

(遵守事項)

第 7 条 指定事業者は、別記に掲げる事項を遵守しなければならない。

(異動届)

第 8 条 指定事業者は、次の各号のいずれかの事由に該当したときは、速やかに異動届出書（様式第 5 号）を県に提出するものとする。

- (1) 名称または氏名を変更したとき
- (2) 代表者に異動があったとき
- (3) 所在地を移転したとき
- (4) 担当者に異動があったとき
- (5) 連絡先に変更があったとき

(指定辞退)

第 9 条 指定事業者は、第 2 条に規定する要件を欠くに至ったとき、又は指定事業者としての営業を廃止しようとするときは、県に指定辞退届出書(様式第 6 号)を提出するものとする。

(指定の取消)

第 10 条 県は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 4 条の規定に基づき行った指定を取り消すことができるものとする。指定事業者は、指定を取り消された場合は、直ちに事業を停止しなければならない。

- (1) この規程に違反した場合
  - (2) 申請内容に虚偽があることが判明した場合
  - (3) その他、事業の指定事業者として県が不相当であると認めた場合
- 2 県は、前項の規定による指定の取り消しにより、指定事業者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
- 3 県は、事業の実施状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(その他)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、事業を実施する電気通信等関係事業者の指定等に関し必要な事項は、県が定めるところによる。

付 則

この規程は、平成 28 年 4 月 26 日から施行する。

## 別記（第7条関係）

### 指定事業者の遵守事項

#### 1 APの設置および管理について

- (1) 指定事業者は、別途定めるシンボルマークのステッカー等を、第6条のAP設置状況報告に基づいて、県若しくは県が指定する者から必要な数量を受領し、エリアオーナーに対して必要数量交付すること。
- (2) 前項のステッカー等は、Be. Okinawa\_Free\_Wi-Fiサービスの利用者に対してサービスの提供を明示する以外の用途にみだりに使用したり、第三者に譲渡したりすることのないよう、交付する際にエリアオーナーに対して説明すること。
- (3) 指定事業者は、公序良俗に反する営業を行う施設においてBe. Okinawa\_Free\_Wi-Fiサービスを提供しないこと。
- (4) 指定事業者は、提供するBe. Okinawa\_Free\_Wi-Fiサービスが適正に通信が行えるよう、APの維持管理についてエリアオーナーに対して必要な支援をすること。
- (5) 指定事業者は、Be. Okinawa\_Free\_Wi-Fiサービスの提供が不可能となったときには、シンボルマークのステッカー等を撤去しなければならない旨を、あらかじめエリアオーナーに対し説明すること。

#### 2 エリアオーナーへの情報提供について

- (1) 指定事業者は、Be. Okinawa\_Free\_Wi-Fiサービスのより効果的な利用方法について、エリアオーナーに提案するよう努めること。
- (2) 指定事業者は、必要に応じて、県若しくは県が指定する者又は県が設置する協議会が発信する情報をエリアオーナーに伝達するよう努めること。

#### 3 協議会への情報提供について

指定事業者は、県が設置する沖縄FreeWi-Fi統合環境整備に向けた協議会の効果的な運営のため、指定事業者が実施するBe. Okinawa\_Free\_Wi-Fiサービス事業に関する情報を協議会に提供するよう努めること。

#### 4 その他

指定事業者は、その実施するBe. Okinawa\_Free\_Wi-Fiサービス事業に関係する法令等を遵守すること。